

小鹿田焼の里景観形成重点地区に係る届出対象行為及び景観形成基準の変更について（概要）

I. 日田市景観計画とは

景観法第8条の規定に基づき、景観行政団体である日田市が、良好な景観を形成するための目的や方針、必要な行為の制限の基準を定めたものです。

本市は、豊かな自然環境景観や歴史的・文化的景観を基調とした美しい景観が特徴であり、市内の6地域（日田・前津江・中津江・上津江・大山・天瀬）をまたがるように山林地や河川、道路交通網が通じており、一体的に良好な景観の形成・保全を図る必要があることから、市全域を景観計画区域に定めています。

2. 景観形成重点地区とは

(1) 景観特性に応じた区分

市域の6地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により、独自の景観特性を有しており、合併によって行政区画は一体となりましたが、実効性の高い景観形成を図るためにには、地域の特性をふまえたきめ細かい対応が必要となります。

そのため、「日田市景観計画」では、景観計画区域内の景観特性に応じて区分（ゾーン）を設定し、各景観区分にふさわしい良好な景観形成の方針を設定します。

(2) 景観形成重点地区とは

景観形成重点地区は、良好な景観を保全・形成するために指定した特定の地区（区分の内の一つ）です。これらの地区では、住民との合意形成によって、建築物等の外観に関する修理・修景基準や景観に関するガイドラインが定められるなど主体的な取組が進められており、豆田地区、日田バイパス周辺地区、隈地区、小鹿田焼の里の4地区となっています。

3. 良好な景観形成のための行為の制限

本市では、前述のとおり、「日田市景観計画」の景観計画区域内に景観形成重点地区を設定するとともに、良好な景観形成を図るため、建築物等の建築行為がある場合、届出の対象となる物件について、届出内容が景観形成基準に適合しているかどうか審査し、必要に応じて、指導・助言等を行うこととしています。

→ 届出対象行為及び景観形成基準の設定

4. 小鹿田焼の里景観形成重点地区の概要

(1) 景観特性

水、土、木等の資源を活かした窯業や農業といった伝統生業が現在も続いている地区で、平成20年には、「重要文化的景観」として国の選定を受けた地区でもあります。※重要文化的景観＝文化財の種別の一つ。歴史や風土の中で、地域の人々の生業や暮らしによって形成された景観のうち、特に重要な文化的価値を持つものとして国の選定を受けたものを指します。（棚田、里山、漁港、牧野など）

(2) 景観形成の方針

自然と共生する中で育まれた「ものづくりの心」と「小鹿田焼の持つ伝統的様式の継承」によって特色ある集落景観を維持してきた地域であり、豊かな里山の資源と人々の営みが一体となって地域特有の景観を創出していることから、陶郷の原風景をもとめ、里と里山景観の美しさを次世代へ伝えるため、「小鹿田焼の里」を支えている重要な資源としての水と緑を守り育て、人と自然が共生する特色ある景観の維持・形成、またさらなる地域づくりや交流拠点としての発展と維持を図ります。

5. 小鹿田焼の里景観形成重点地区における課題と対応

(1) 課題

小鹿田焼の里において、住民が行う建築行為に対する誤った認識に基づく指導により、施主が希望する施工とならない事例が発生する等、現行の届出対象や規模、景観形成基準などが、住民の生業や暮らしの妨げとなっていることから、文化財保護と生業、暮らしの両立を目指し、妨げとなっている規制を見直す必要があります。

(2) 対応

規制の見直しにあたっては、地域住民の生業、暮らしの存続・維持に視点を置いた制度運用に改めること、窯業や農業などの地域の個性及び特色を形成する行為については、規制の対象から外すこととしました。

→ 届出対象行為及び景観形成基準の見直し（別紙のとおり）



（池ノ鶴地区）



（皿山地区）

- 日田市景観条例第7条第5項の規定に基づき、小鹿田焼の里景観形成重点地区に係る「届出対象行為」及び「景観形成基準」を変更する。

【別紙】

【変更前】

(届出対象行為)

区分	規模
建築物の新築、増改築若しくは移転又は外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え	建築面積が10平方メートルを超えるもの
建築物の色彩の変更	道路に面する外觀又は建築物の全体外觀の1/2
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、排氣塔 その他これらに類するもの 高さ3メートルを超えるもの
	コンクリート柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの 高さ8メートルを超えるもの
	擁壁、垣、さく、門、堀 その他これらに類するもの 高さ1.5メートルかつ延べ長さが5メートルを超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートルを超えるもの
木竹の植栽又は伐採	高さが5メートル若しくは地上1.5メートルの位置における幹の首位が50センチメートルの木竹又は生垣で延べ長さが5メートルを超えるもの
屋外における物件の堆積	堆積する期間が90日間

【変更後】

(案)

(届出対象行為)

区分	規模
建築物の新築、増改築若しくは移転又は、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	延べ面積が230平方メートルを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ8メートルを超えるもの 広告物その他これらに類するもの 高さ2メートルを超えるもの又は表面積の1面が1平方メートルを超えるもの

ただし、窯業（小鹿田焼に限る）及び農業（田畠の耕作に限る）の生業に関わる、生産、販売、展示等を目的とした建築物・工作物は対象外とする。（販売、展示については、小鹿田焼協同組合の同意を得た場合に限る。）

【変更前】日田市景観計画

(届出対象行為一覧表)

	対象行為	対象規模	景観形成重点地区				
			豆田地区	周辺	日田バイパス	隈地区	小鹿田焼の里
建築物	(新築、増築、改築移転、大規模な修繕若しくは模様替え)	(規模に関係なく)	●	●	●		
	建築面積が10平方メートルを超えるもの						●
	除却	(規模に関係なく)	●	●	●		
	外観の色彩の変更	道路に面する外観、又は建築物の全体外観の過半を超えるもの	●	●	●	●	●
建築物以外の工作物	擁壁、垣、さく、門、堀その他これらに類するものの場合	高さが1.5メートルを超えるもの、又は延べ長さが5メートルを超えるもの	●	●	●	●	●
	煙突、排気塔その他これらに類するものの場合	高さが3メートルを超えるもの	●	●	●	●	●
	コンクリート柱、鉄柱木柱その他これらに類するものの場合	高さが8メートルを超えるもの	●	●	●	●	●
	広告塔、広告板、装飾塔記念塔、ネオンサインその他これらに類するものの場合	高さが2メートルを超えるもの、又は表面積の1面が1平方メートルを超えるもの	●	●	●		
	高架水槽、サイロ、物見塔石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの	高さが8メートルを超えるもの	●	●	●		
	ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの(用途地域内においては面積による適用の除外はない。)	建築面積が50平方メートルを超えるもの	●	●	●		
	立体駐車場	敷地面積が3,000平方メートル以上のもの	●	●	●		
	仮設、又は地下に設ける工作物	建築規模の変更若しくは外観の変更	(規模に関係なく)	●	●	●	
	宅地、その他の土地	建築規模の変更若しくは外観の変更	高さが1.5メートルを超えるもの、又はのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの	●	●	●	●
	木竹・生垣	伐採	高さが1.5メートルを超えるもの、又はのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの	●	●	●	●
自動販売機	設置	(規模に関係なく)	●	●	●		
土石の類、鉱物	採取・掘採	当該行為に伴い生ずるのり面又は、擁壁の高さが1.5メートル					●
物件	集積・堆積貯蔵	堆積する期間が90日間					●
その他市長が認める行為	規模に関係なく		●	●	●	●	●

【変更後】日田市景観計画

(案)

(届出対象行為一覧表)

	対象行為	対象規模	景観形成重点地区				
			豆田地区	周辺	日田バイパス	隈地区	小鹿田焼の里
建築物	(新築、増築、改築移転、大規模な修繕若しくは模様替え)	(規模に関係なく)	●	●	●		
	建築面積が230平方メートルを超えるもの						●
	除却	(規模に関係なく)	●	●	●		
	外観の色彩の変更	道路に面する外観、又は建築物の全体外観の過半を超えるもの	●	●	●		※
建築物以外の工作物	擁壁、垣、さく、門、堀その他これらに類するものの場合	高さが1.5メートルを超えるもの、又は延べ長さが5メートルを超えるもの	●	●	●		
	煙突、排気塔その他これらに類するものの場合	高さが3メートルを超えるもの	●	●	●		
	コンクリート柱、鉄柱木柱その他これらに類するものの場合	高さが8メートルを超えるもの	●	●	●		
	広告塔、広告板、装飾塔記念塔、ネオンサインその他これらに類するものの場合	高さが2メートルを超えるもの、又は表面積の1面が1平方メートルを超えるもの	●	●	●		※
	高架水槽、サイロ、物見塔石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの	高さが8メートルを超えるもの	●	●	●		
	ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの(用途地域内においては面積による適用の除外はない。)	建築面積が50平方メートルを超えるもの	●	●	●		
	立体駐車場	敷地面積が3,000平方メートル以上のもの	●	●	●		
	仮設、又は地下に設ける工作物	建築規模の変更若しくは外観の変更	(規模に関係なく)	●	●	●	
	宅地、その他の土地	建築規模の変更若しくは外観の変更	高さが1.5メートルを超えるもの、又はのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの	●	●	●	
	木竹・生垣	伐採	高さが1.5メートルを超えるもの、又はのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの	●	●	●	
自動販売機	設置	(規模に関係なく)	●	●	●		
土石の類、鉱物	採取・掘採	当該行為に伴い生ずるのり面又は、擁壁の高さが1.5メートル					●
物件	集積・堆積貯蔵	堆積する期間が90日間					●
その他市長が認める行為	規模に関係なく		●	●	●	●	●

※ただし、窯業（小鹿田焼に限る）及び農業（田畠の耕作に限る）の生業に関わる住民、生産、販売、展示等を目的とした建築物・工作物等は対象外とする。（販売、展示については小鹿田焼協同組合の同意を得た場合に限る）

【変更前】日田市景観計画

項目	指針	(景観形成基準)	
		基 準	山林景観区域
建築物 新築、増築 改築若しくは 移転、外観を 変更することと なる修繕、模様 替え若しくは 色彩の変更	主屋・付属屋等 配慮は敷地の履歴を考慮したものとする 皿山・池ノ鶴地区の伝統的様式 (配置、構造等)に則ったものとする (内部居住空間は自由)	配置 敷地の履歴を考慮したものとし、「ツボ」と称する前庭を設ける	基準は特に 設けない
		階数 地上2階建て以下とする	
		梁間 2階小屋梁間は3間程度以下を基本とする	
		屋根 切妻造り又は入母屋造りとし、材料は和型瓦葺を基本とする	
		勾配は4.5/10から6/10程度、軒の出は3尺ケラバ±2寸程度を基本とする(土蔵の場合には勾配6/10程度、軒の出は2.5尺、ケラバは2尺程度を基本とする)	
	建築設置 門・塀・生垣	外壁 中塗り仕上げ調、漆喰仕上げ調、又は板張り調とする。但し、付属屋は景観に調和したものとする	
		意匠 皿山・池ノ鶴地区の伝統的様式を尊重する	
		道路からの景観を考慮して配置し、目隠し及び緑化等の工夫をする	
	門・塀・生垣 簡易な小屋等 (*2)	配置 道路から見えない場所への設置を基本とするが、やむを得ない場合は目隠しの工夫をする	
		門・塀 基本的に設けないものとし、やむを得ず設ける場合は景観に配慮する	
		生垣 低木を基本とする	
工作物 新築、増築 改築若しくは 移転、外観を 変更することと なる修繕、模様 替え若しくは 色彩の変更	簡易な小屋等 (*2)	材料工法 軸組材・丸太・転用材等、屋根材には自然素材等を使用し、素材的な造作を基本とする。(防災上やむを得ない場合を除く)	ただし、窯業(小鹿田焼に限る)及び農業(田畠の耕作に限る)の生業に関わる住居、生産、販売、展示等を目的とした建築物・工作物等は対象外とする。(販売、展示については小鹿田焼協同組合の同意を得た場合に限る) また、市長が本基準を採用することが適当でないと認める場合は、小鹿田焼の里景観委員会の意見を聴き、これによらないことができる。
		梁間 登り窓上等で梁間を大規模とする場合は景観に配慮したものとし、小鹿田焼元同業組合の同意を得る。	
		色彩は、自然素材の場合は素材を基本とし、その他の場合は概ね彩度4以下の低彩度色とする	
	工作物 新築、増築 改築若しくは 移転、外観を 変更することと なる修繕、模様 替え若しくは 色彩の変更	窯 様式及び配置は履歴を考慮したものとする	伝統的様式とする。 登り窓を個人で新設する場合は小鹿田焼元同業組合と協議する。
		鉄塔等 送電鉄塔、電波鉄塔等については必要最小限とする	高さ等、景観に配慮する
		各種工作物 砂防工事・橋梁・道路・河川等の公共工事で建設されるものに於いては、景観に配慮したものとする 煙突、柱、高架水槽その他これらに類するものにおいてはこの限りでない	景観に配慮する
		擁壁、水路 河川護岸 棚田法面等	石積を基本とし、景観に配慮したものとする 道路と敷地の段差法面は、石積を基本とする 道路と建設されるものに於いては、景観に配慮したものとする 煙突、柱、高架水槽その他これらに類するものにおいてはこの限りでない
		自動販売機 公共交通による計画的なもの以外、新たに設置しない	やむを得ずコンクリート等とする場合は緑化等により景観に配慮する 棚田法面は伝統工法による石積を基本とする
		その他 (ガードレール等)	屋外には設置する
		色彩は、自然素材の場合は素材を基本とし、その他の場合は概ね彩度4以下の低彩度色とする	景観に配慮する
土石の採取、 鉱物の掘採、 その他の土地 の形質の変更	土地の形状変更 農林業・窯業目的以外の土地の形質の変更 は原則行わない 駐車場は公共等による計画的なもの以外は 新たに設置しない	農林業・窯業目的以外の土地の形質の変更 は原則行わない 駐車場は公共等による計画的なもの以外は 新たに設置しない	田畠10m以上4ヘクタール未満の転用を行う場合は届出が必要
	土石の採取又は鉱物の掘採 農林業・窯業・泉源目的以外の土石の採取 又は、鉱物の掘採は原則行わない	農林業・窯業目的以外の土石の採取 又は、鉱物の掘採は原則行わない	小鹿田焼窯元同業組合の組織単位で計画的に行う やむを得ない場合は小鹿田焼窯元同業組合の同意を得る
	木竹の植栽 又は伐採 適地適木を基本とし、可能な場合等は広葉樹への樹種転換をする 窯業に關わる松の植樹を奨励する 森林の立木伐採においては地域森林計画に基づいて行う	木竹の植栽 適地適木を基本とし、可能な場合等は広葉樹への樹種転換をする 窯業に關わる松の植樹を奨励する 森林の立木伐採においては地域森林計画に基づいて行う	松くい虫に耐性のある松の植樹を検討する 計画区域内の文化的景観地については、里山の保全のため更新時には 広葉樹を基本とする
備考	屋外における 物件の堆積 農林業・窯業目的以外のものの堆積は行わない	やむを得ない場合は道路などから見えない場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くするなど、景観に配慮する 採取した陶土の保管は各窯元において小屋(陶土置場)などに蓄積する	やむを得ない場合は道路などから見えない場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さが低くなるなど、景観に配慮する 採取した陶土の保管は各窯元において小屋(陶土置場)などに蓄積する
	(*1) 景観法には工作物の定義がなされていない為、下記のように整理する 「工作物」：電柱、電波塔、広告物・道路案内板、自動販売機、ガードレール、河川擁壁、砂防ダム、河川堰、河川橋梁、棚田法面、宅地の擁壁石積や、公共工事で建設されるあらゆる工作物をさす。また、高さが低く、建築物に該当しない小屋等も含む。 (*2) 広告物については、大分県屋外広告条例に則って対応する)	(*1) 景観法には工作物の定義がなされていない為、下記のように整理する 「工作物」：電柱、電波塔、広告物・道路案内板、自動販売機、ガードレール、河川擁壁、砂防ダム、河川堰、河川橋梁、棚田法面、宅地の擁壁石積や、公共工事で建設されるあらゆる工作物をさす。また、高さが低く、建築物に該当しない小屋等も含む。 (*2) 「簡易な小屋等」：登り窓上屋、唐臼小屋、陶土置場、焚物小屋、炭焼付窯屋、農作業用小屋、その他倉庫等をさす。	(*1) 景観法には工作物の定義がなされていない為、下記のように整理する 「工作物」：電柱、電波塔、広告物・道路案内板、自動販売機、ガードレール、河川擁壁、砂防ダム、河川堰、河川橋梁、棚田法面、宅地の擁壁石積や、公共工事で建設されるあらゆる工作物をさす。また、高さが低く、建築物に該当しない小屋等も含む。 (*2) 広告物については、大分県屋外広告条例に則って対応する)

【変更後】日田市景観計画

(案)

(景観形成基準)

項 目		基 準
建築物		屋根及び外壁の色彩は、景観に配慮する。
工作物	コンクリート柱、鉄柱等 (送電柱、電波塔等)	必要最小限とし、景観に配慮する。
各種工作物		砂防、治山、道路、河川護岸等公共工事で建設するものは、防災・減災等の機能を確保した上で、景観に配慮する。
広告物等		ネオン、回転灯、点滅等の装飾はせず、景観に配慮する。

ただし、窯業(小鹿田焼に限る)及び農業(田畠の耕作に限る)の生業に関わる住居、生産、販売、展示等を目的とした建築物・工作物等は対象外とする。(販売、展示については小鹿田焼協同組合の同意を得た場合に限る)
また、市長が本基準を採用することが適当でないと認める場合は、小鹿田焼の里景観委員会の意見を聴き、これによらないことができる。

景観に配慮するとは、建築物等や工作物等を設置する場所の両隣や向かい側などの周辺地域、既存の建築物や工作物等と調和のとれた色彩とし、ければしならなければならないことをいう。